

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
○長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正		こども未来課
・道路の供用の開始(3件)		道路維持課
・港湾法に基づき撤去した工作物等の保管		港 湾 課
◎ 公 告		
・土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定		農 村 整 備 課
・県営土地改良事業計画の決定(5件)		”
◎ 交通局公告		
・契約者等		総 務 課
◎ 選挙管理委員会告示		
・長崎県選挙関係事務執行規程の一部改正		選挙管理委員会書記室
◎ 雑 報		
・一般競争入札の実施		長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第113号

長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第419号)の一部を次のように改正し、平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

平成29年2月21日

長崎県知事 中村 法道

別表こども未来課関係の表中11の項及び12の項を削り、同表13の項補助対象者の欄中「公立幼稚園協会」を「国公立幼稚園・こども園協会」に改め、同項を同表11の項とし、同表中14の項を12の項とし、15の項から26の項までを2項ずつ繰り上げ、同表27の項補助事業の内容、対象経費等の欄に次の1号を加える。

(3) 防犯対策整備事業

別表こども未来課関係の表中27の項を25の項とし、28の項から30の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表こども家庭課関係の表に次のように加える。

19	長崎県未成年後見人支援事業補助金	未成年後見人の確保を図るとともに児童等の日常生活の支援及び福祉の向上に資することを目的とする。	未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援及び福祉の向上に資するために行う次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 未成年後見人の報酬補助事業	予算の範囲内で知事が別に定める額	家庭裁判所により選任された未成年後見人
----	------------------	---	---	------------------	---------------------

		(2) 未成年後見人が加入する損害 賠償保険料補助事業	
--	--	--------------------------------	--

長崎県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市黒浜町字南懸808番2地先から 長崎市黒浜町字南懸1139番3地先まで	平成29年 2 月21日

長崎県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早多良岳線	諫早市大場町132番地先から 諫早市大場町135番地先まで	平成29年 2 月21日

長崎県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 多良岳公園線	諫早市高来町善住寺字大山1106番35地先内	平成29年 2 月21日

長崎県告示第117号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した原動機付自転車について、同条第4項及び港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第33条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年 2 月21日

長崎港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 原動機付自転車の名称又は種類、形状及び数量

整理 番号	原動機付自転車の名称又は種類	形状		数量	備考
		全長 (m)	外色		
1	ホンダ トゥデイ	約1.7	黒色	1台	車両番号 長崎市う79065
2	スズキ レッツ	約1.7	シルバー	1台	車両番号 長崎市え27530
3	ヤマハ AXIS	約1.8	黒色	1台	車両番号 長崎市ほ7405
4	ホンダ リード	約1.8	黒色	1台	車両番号 長崎市た3534

2 原動機付自転車の放置されていた場所及び撤去した日時

整理 番号	原動機付自転車の名称又は種類	放置場所	撤去した日時
1	ホンダ トゥデイ	長崎市元船町14番4号 長崎港ターミナル駐車場	平成29年2月7日10時
2	スズキ レッツ	長崎市元船町14番4号 長崎港ターミナル駐車場	平成29年2月7日10時
3	ヤマハ AXIS	長崎市元船町14番4号 長崎港ターミナル駐車場	平成29年2月7日10時
4	ホンダ リード	長崎市元船町14番4号 長崎港ターミナル駐車場	平成29年2月7日10時

3 原動機付自転車の保管を始めた日時及び保管の場所

整理 番号	原動機付自転車の名称又は種類	保管を始めた日時	保管場所
1	ホンダ トゥデイ	平成29年2月7日10時	長崎市元船町14番4号 長崎港ターミナル駐車場
2	スズキ レッツ	平成29年2月7日10時	長崎市元船町14番4号 長崎港ターミナル駐車場
3	ヤマハ AXIS	平成29年2月7日10時	長崎市元船町14番4号 長崎港ターミナル駐車場
4	ホンダ リード	平成29年2月7日10時	長崎市元船町14番4号 長崎港ターミナル駐車場

公 告

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

また、同条第2項の規定による決定に不服がある者は、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議の申出の決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月21日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 正久寺長田土地改良区

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 正久寺長田土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧期間

平成29年2月21日から平成29年3月13日まで

3 縦覧場所

諫早市役所農地保全課及び守衛室

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営佐々地区土地改良事業（ため池整備工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月21日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

農村地域防災減災事業（ため池整備事業）土地改良事業計画書

2 縦覧期間

平成29年2月21日から平成29年3月13日まで

3 縦覧場所

佐々町役場産業経済課及び守衛室

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営佐世保地区土地改良事業（ため池整備工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月21日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

農村地域防災減災事業（ため池整備事業）土地改良事業計画書

2 縦覧期間

平成29年2月21日から平成29年3月13日まで

3 縦覧場所

佐世保市役所農林整備課及び守衛室

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営正久寺地区土地改良事業（畑地帯担い手育成型）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営正久寺地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
平成29年2月21日から平成29年3月13日まで
- 3 縦覧場所
諫早市役所農地保全課及び守衛室

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営向月地区土地改良事業（区画整理工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書 農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業（中山間地域型）向月地区
- 2 縦覧期間
平成29年2月21日から平成29年3月13日まで
- 3 縦覧場所
平戸市役所農林課及び守衛室

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営平戸地区土地改良事業（ため池整備工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月21日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
農村地域防災減災事業（ため池整備事業）土地改良事業計画書
- 縦覧期間
平成29年2月21日から平成29年3月13日まで
- 縦覧場所
平戸市役所農林課及び守衛室

交 通 局 公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

平成29年2月21日

長崎県交通局長 山口 雄二

- 購入品目及び予定数量
軽油1,014キロリットル
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務電算班）
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（電話）095-822-5141
- 随意契約の相手方を決定した日
平成29年1月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
（氏名）株式会社西九州宇佐美 九州支店 参与支店長 藤田 浩
（住所）福岡県筑紫野市大字永岡720番地1
- 随意契約に係る購入単価
87,288円（1キロリットル当たり単価）
- 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

長崎県選挙管理委員会告示第2号

長崎県選挙関係事務執行規程（平成12年長崎県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成29年2月21日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

第19号様式その1中「15,300円」を「15,800円」に改める。

第20号様式その1中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改め、同様式その2中「301,875円」を「310,500円」に、「557,115円」を「573,030円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に改める。

第21号様式その2別紙中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改め、同様式その3別紙中「下さい。」を「ください。」に、「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に、「557,115円」を「573,030円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に改める。

第26号様式及び第60号様式中「下さい。」を「ください。」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県公立大学法人所有財産(建物の一部)を自動販売機（飲料）の設置場所として、一般競争入札により貸付けを行いますので、公告します。

平成29年2月21日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件及び貸付条件等

別紙「貸付物件一覧」及び「仕様書」のとおり

※貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含む。

(2) 貸付期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（契約の更新はしない。）

(3) 用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限るものとします。

(4) 貸付料等

物件番号ごとに、貸付期間中の貸付料の総額（課税対象物件については消費税及び地方消費税相当額を含む。）を入札に付します。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (4) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第4項又は第5項の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者でないこと。
- (5) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。
- (7) 自動販売機の設置及び運營業務について、3年以上の実績を有していること。
- (8) 下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に入札参加申込書等の関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

(1) 関係書類の配布場所（契約条項の提示場所）及び配布期間

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
平成29年2月22日（水） ～平成29年3月9日（木） ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～17:45	平成29年2月22日（水） ～平成29年3月9日（木） ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～17:45	長崎県佐世保市川下町123 長崎県公立大学法人事務局 総務課 財務グループ 電 話 0956-47-2191

(2) 入札資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

4 現場説明、入札の日時及び場所

(1) 現場説明

実施しませんので、事前に入札物件をご自身で確認し、現況を熟知した上で入札してください。

(2) 入札の日時及び場所

平成29年3月16日（木）10:00～

長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階 616教室

※ 入札物件一覧の順に物件ごとに入札を実施します。（希望しない物件の入札には入室不可）

※ 入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は入札を延期することがありますので、事前に3の(1)の部局へ問い合わせください。

(3) 入札の方法等

- ① 入札は、入札書及び入札用封筒に必要事項を記載して、記名、押印、封印のうえ、入札当日に、入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。
- ② 郵送による入札は認めません。
- ③ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、入札書には代理人が押印（委任状に押印した代理人の印鑑）して提出してください。
- ④ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。
- ⑤ 入札執行回数は、2回を限度とします。

5 入札保証金に関すること

- ① 入札保証金として、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を、現金又は支払地が県内で銀行が振出人である小切手により、開札日の前日（休日の場合は前営業日）までに納入してください。
- ② 次の場合は入札保証金の納付を免除します。
 - ・ 保険会社との間に長崎県公立大学法人を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保険期間は開札の日から8日間とする。
 - ・ 開札の日から過去2年以内に、長崎県若しくは長崎県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）及び地方独立行政法人との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証する書面を提供する場合。
- ③ 入札保証金は、落札されなかった方には、銀行振り込みにより返還します。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還します。

6 無効な入札に関すること

次に掲げる場合は、その入札は無効とします。

- ① 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- ⑦ 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- ⑧ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑨ 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- ⑩ 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。
- ⑪ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

7 その他注意事項等

- ① 開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。
- ② 落札者は、長崎県公立大学法人が前もって設定した最低貸付料以上の価格で最高の価格をもって入札した者とします。
- ③ 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。
- ④ 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長崎県公立大学法人に支払わなければなりません。
- ⑤ 詳細については、一般競争入札案内書（自動販売機設置事業者募集要項）をご覧ください。（3の(1)の場所配布）

8 この公告に関するお問い合わせ先

長崎県公立大学法人 事務局総務課 財務グループ
所在地 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123
電 話 0956-47-2191

仕様書

1 設置場所

別紙「貸付物件一覧」のとおり

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（使用済み容器回収ボックスを含む）は、「貸付物件一覧」において示す各設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2.2m以内とすること。（転等防止用設備含む）

(2) 環境対策

- ① 「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。
- ② オゾン層破壊防止及び地球温暖化防止冷媒・断熱材発泡剤等に、フロン、代替フロン（HCFC類、HFC類）を使用していない機種であること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り）を設置すること。なお、設置に当たっては、長崎県公立大学法人の指示に従うこと。（1ヶ所に2台の自販機を設置する場合でも子メーターは1機設置で可。）
- ② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として貸付物件に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、長崎県公立大学法人の指示に従うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に設置事業者の連絡先を明記すること。
- ⑥ 長崎県公立大学法人が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
- ⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(3) 販売商品及び販売価格

- ① 販売商品は、「飲料（清涼飲料水、乳飲料等）」とし、「たばこ」、及び「酒類」は販売しないこと。
- ② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）
- ③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

貸付物件一覧 (H29.4.1～H32.3.31)

物件 番号	貸付箇所	設置 台数	貸付面積(m ²) 奥行cm×幅cm	最低貸付料(円) (3年総額)	補足説明
1	本館1階 休憩コーナー	1台	1.575m ² 90cm×175cm	47,232	電源 コンセント有
2	本館2階 休憩コーナー	1台	1.575m ² 90cm×175cm	47,232	電源 コンセント有
3	本館1階 事務局通用口	1台	1.575m ² 90cm×175cm	47,232	電源 コンセント無 <u>工事必要</u>
4	新館1階 ロビー	1台	1.575m ² 90cm×175cm	47,232	電源 コンセント有
5	新館2階 ロビー	1台	1.575m ² 90cm×175cm	47,232	電源 コンセント有
6	新館3階 ロビー	1台	1.575m ² 90cm×175cm	47,232	電源 コンセント有
7	旧図書館棟1階 休憩コーナー	2台	3.15m ² 90cm×350cm	94,464	電源 コンセント無 <u>工事必要</u>
8	体育館 出入口	1台	1.575m ² 90cm×175cm	47,232	電源 コンセント無 <u>工事必要</u>
9	グラウンド トイレ前	1台	1.575m ² 90cm×175cm	47,232	電源 コンセント無 <u>工事必要</u>
		10台		計 472,320	510,105 (税込)

発行者
長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表
(八二四)
直通表
(八九五)
二一
一一
六一

印刷
人所

長崎
市
樺島
町
八
番
十
二
号

株
式
会
社
寺
田
ク
イ
ツ
ク
ブ
リ
ン
ト
宏
弥

【注意事項】

1. 物件の所在地は全て「長崎県立大学佐世保校」とします。
(佐世保校住所) 佐世保市川下町123
2. 電気料金の精算方法は、子メーターの設置によります。
設置業者にて検針して報告後、大学側から相当額を請求します。
3. 貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含みます。
4. 物件によっては、試験等実施の際に電源を切る可能性があるため必要に応じて協議します。